

規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八十三号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を削る。

第四十四条の表〔二十七〕号中「又は地方法人特別税」を削り、「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第六十項」に改め、同表〔二十七〕の二号中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第六十一項」に改め、同表〔二十七〕の三号から〔二十七〕の六号までの規定、〔二十八〕の五号及び〔二十八〕の六号中「又は地方法人特別税」を削り、同表〔二十八〕の七号中「第五十三条第五十一項」を「第五十三条第六十八項」に、「第五十三条第五十七項」を「第五十三条第七十四項」に改め、同表〔二十八〕の八号中「第五十三条第五十三項」を「第五十三条第七十項」に改め、同表〔二十八〕の九号中「第五十三条第五十六項」を「第五十三条第七十三項」に改め、同表〔八十一〕号から〔九十〕号までを削る。

別記様式第二十七号中「又は地方法人特別税の申告書」を「の申告書」に、
第 第

40項 を「第59項」に改め、
41項 「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を削る。

「第40項 「第59項
別記様式第二十七号の二中 第41項 を
第60項」
第42項」
に改める。

別記様式第二十七号の三から別記様式第二十七号の六までの規定中「又は地方

人特別税の申告書」を「の申告書」に改め、「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を削る。

別記様式第二十七号の七(一)及び別記様式第二十七号の七(二)を次のように改める。

別記様式第二十七号の七（一）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税^{更正}決定

埼玉県

県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税の不申告加算金決定^{過少申告}通知書（納額告知書）
重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税				
摘要		課税標準	税率	税額
所得割	所得金額総額	円		
	年400万円以下の金額		/100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		/100	
	年800万円を超える金額		/100	
	計			
付加価値割	付加価値額総額			
	付加価値額		/100	
資本割	資本金等の額総額			
	資本金等の額		/100	
収入割	収入金額総額			
	収入金額		/100	

県税	納税番号		
事業年度	年 月 日から	年 月 日まで	
申告基準日	年 月 日		
申告納付期	県民税	年 月 日	
	事業税	年 月 日	
確定申告書提出年月日	年 月 日		
修正申告書提出年月日	年 月 日		
県民税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	
法人税割額		ア又はイ × $\frac{\quad}{100}$	
道府県民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			

合 計 事 業 税 額			
平成 2 8 年 改 正 法 附 則 第 5 条 の 控 除 額			
事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 事 業 税 額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 事 業 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 事 業 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 事 業 税 額			
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
特 別 法 人 事 業 税 又 は 地 方 法 人 特 別 税			
摘 要	課税標準	税 率	税 額
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	円	/100	円
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額		/100	
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額			
差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額			
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 の 控 除 額			
差 引 過 不 足 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額			
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する特別法人事業税額又は地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
過 少 (不) 申 告 加 算 金			
重 加 算 金			
延 滞 金 の 控 除 期 間		対 象 外 税 額	
県 民 税	全部適用・一部適用	年 月 日 から 年 月 日 まで	
事 業 税 特 別 税	全部適用・一部適用	年 月 日 から 年 月 日 まで	
指 定 納 期 限	年 月 日		
更 正 、 決 定 又 は 加 算 金 決 定 の 理 由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

差 引 法 人 税 割 額				
既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 法 人 税 割 額				
租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額				
過 不 足 法 人 税 割 額				
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ	月	
均 等 割 額	円 × $\frac{ウ}{12}$			
均 等 割 額	既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額			
均 等 割 額	過 不 足 均 等 割 額			
過 不 足 県 民 税 額				
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
分 割 基 準		事 業 税		県 民 税
		従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	従業者の数
	本 県			
	総 数			

別記様式第二十七号の七（二）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県

県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定
過少申告 通知書（納額告知書）
重

次のとおり通知します。
なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

業 務 年 度	納税番号
年 月 日から	
年 月 日まで	
申 告 基 準 日	年 月 日
申 告 納 付 限 期	年 月 日
期 限 事 業 税	年 月 日
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日	年 月 日
県 民 税	
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) (円)	
法 人 税 法 の 規 定 に よ っ て 計 算 し た 法 人 税 額	
試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額	
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額	
課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額 の 総 額	
ア	
2 以 上 の 道 府 県 に 事 務 所 又 は 事 業 所 を 有 す る 法 人 に お け る 課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額	
イ	
法 人 税 割 額	
ア 又 は イ × $\frac{\quad}{100}$	
道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額	
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 又 は 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額	
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額	

事 業 税		課 税 標 準	税 率	税 額	
法 第 一 七 十 二 条 の 二 第 一 項 業 務	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		円	
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		計			
	付 加 価 値 割	付 加 価 値 額 総 額			
		付 加 価 値 額		/100	
	資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額			
		資 本 金 等 の 額		/100	
	法 条 項 掲 げ の 第 七 二 十 二 号 事 業	収 入 割	収 入 金 額 総 額		
収 入 金 額				/100	

法 第 三 七 号 に 二 条 掲 げ る 第 一 事 業	所得割	所得金額総額		/		差引法人税割額		
		所得金額		/100		既に納付の確定した当期分の法人税割額		
	付加価値割	付加価値額総額		/		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
		付加価値額		/100		過不足法人税割額		
	資本割	資本金等の額総額		/		均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数 ウ	
		資本金等の額		/100		均等割額	円 × ウ / 12	
	収入割	収入金額総額		/		既に納付の確定した当期分の均等割額		
		収入金額		/100		過不足均等割額		
	合計事業税額						過不足県民税額	
	事業税の特定寄附金税額控除額						減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額	
	仮装経理に基づく事業税額の控除額						減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額	
	差引事業税額						分	
既に納付の確定した当期分の事業税額						割		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						基		
差引過不足事業税額						準		
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						本	業	
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						数	税	
特別法人事業税						業	税	
摘要						業	税	
課税標準						業	税	
税率						業	税	
税額						業	税	
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額						業	税	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額						業	税	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額						業	税	
合計特別法人事業税額						業	税	
延滞金の控除期間						業	税	
県民税						業	税	
事業税						業	税	
特別税						業	税	
指定納期限						業	税	
更正、決定又は加算金決定の理由						業	税	

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十八号の五及び別記様式第二十八号の六中「又は地方法人特別税徴収猶予」を「徴収猶予」に改め、 「又は地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条」を削る。

別記様式第二十八号の七中「第53条第50項前段」を「第53条第67項前段」に、 「第53条第57項」を「第53条第74項」に改める。

別記様式第二十八号の九中「第53条第55項」を「第53条第72項」に改める。

別記様式第六十五号の五から別記様式第六十六号までを次のように改める。

別記様式第六十五号の五

受付印

免 税 軽 油 使 用 者 証 書 換 申 請 書

免税軽油 使用済証番号	第 号	免税軽油使用者証 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
機械、車両又は設備の 変更内容	所在地	[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()	[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()	[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()	[該当に○] 1 追加 2 廃止 3 その他 ()
変更が生じた機械、車両又は設備、車両又は設備の明細	名 称	所有者の氏名又は名称	型 式	軸 馬 力	燃 焼 方 式
	台 数				
用 途					
年間見込所要数量	リットル	リットル			リットル
年間見込所要数量合計		リットル	差 引	増 減	リットル リットル リットル
その他の事項 1 住所又は事務所 若しくは事業所所在地 2 氏名又は名称 3 法人の代表者	変更前				
	変更後				

上記のとおり免税軽油使用者証の記載事項に変更があつたので、書換えを申請します。

申 請 年 月 日 年 月 日
住所又は事務所若しくは
事業所所在地 種
業 氏 名 (名 称)
担 当 者 氏 名 電 話
(宛先) 埼玉県 税務所長

受付印

免税軽油使用者証 返納書
免 税 証

免税軽油 使用者証番号	第	号	免税軽油使用者証 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
				記 号 ・ 番 号	枚 数	
返 納 免 税 証	有効期間	業 種	種 類 リットル券	記 号 ・ 番 号	枚 数	リットル 数 量
	∩			∩		
	∩			∩		
	∩			∩		
	∩			∩		
	∩			∩		

返 納 理 由
【該当に○】

1 有効期間が満了したため
2 その他 ()

上記のとおり 免税軽油使用者証 を返納します。

年 月 日

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

氏 名 (名 称)

担 当 者 氏 名

電 話

(宛先)
埼玉県

税事務所長

別記様式第六十六号

免 税 軽 油 使 用 者 証		返 納 命 令 書	
様		税 第	号
		年 月 日	年 月 日
埼玉県		税務所長 印	
埼玉県税条例第46条の15第5項の規定により、下記の免税軽油使用者証及び免税証の返納を命じます。			
住所又は事務所若しくは事業所所在地		免税軽油使用者期間	年 月 日から 年 月 日まで
免税軽油使用者証番号	第 号	免税軽油種類	記号・番号
		リットル券	枚 数
			量
			概 要
有効期間	業 種	種 類	枚 数
＼		リットル券	リットル
＼			
＼			
＼			
返 納 期 限		年 月 日	
返 納 を 命 じ る 理 由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求を行うことができます。審査請求は、書面で正副2通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行われます。また、前記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、処分の取消しの訴えを提起することとできません。処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

別記様式第七十四号の四を次のように改める。

別記様式第七十四号の四

受付印

免 税 証 紛 失 届

紛 失 枚 数 等

有効期間	業 種	種 類 リットル券	記 号 ・ 番 号	枚 数 枚	数 量 リットル	摘 要
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			
〃			〃			

紛失理由

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

住所又は事務所若しくは
事業所所在地

氏 名 (名 称)

担 当 者 氏 名

電 話

(宛先)

埼玉県

税事務所長

別記様式第八十一号から別記様式第九十号までを削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十四条の表〔八十一号から九十号までを削る改正規定及び別記様式第八十一号から別記様式第九十号までを削る改正規定 令和四年一月一日

二 第四十四条の表〔二十七号の改正規定（「第五十三条第四十二項」を「第五十条第六十項」に改める改正規定に限る。）〕、同表〔二十七の二号の改正規定、

同表〔二十八の七号の改正規定、同表〔二十八の八号の改正規定及び同表〔二十八の

九号の改正規定並びに別記様式第二十七号の改正規定（〔第40項〕を〔第59項〕

〔第41項〕に改める改正規定に限る。）、別記様式第二十七号の二の改正規定、別記様式第二十七号の七（一）の改正規定、別記様式第二十七号の七（二）の改正規定、別記様式第二十八号の七の改正規定、別記様式第二十八号の九の改正規定、別記様式第六十五号の五から別記様式第六十六号までの改正規定及び別記様式第七十四号の四の改正規定 令和四年四月一日

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。